

(作成日：平成 30 年 8 月 31 日)
(最終更新日：令和 5 年 9 月 1 日)

メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、メキシコ向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) メキシコ向け輸出水産食品：我が国からメキシコに輸出される水産動物（活水产動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）
- (2) 取扱施設：メキシコ向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。本要綱において同じ。）する施設
- (3) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (4) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (5) 証明書：メキシコ向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (6) 取扱施設管理者：取扱施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (7) 輸出者：取扱施設で最終加工されたメキシコ向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (8) 地方農政局等：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局
- (9) 都道府県等の試験検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 29 条に規定する都道府県等の食品衛生検査施設
- (10) 登録検査機関：法第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関

3. 証明書の発行

(1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、メキシコ向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、規制対策グループ及び地方農政局等は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であるこ

と。

イ 別紙様式 1-1 (1. 輸出水産食品の詳細) と添付書類の内容が合致していること。

ウ 3 (2) ア④に該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

エ 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関の試験成績書の結果が、3 (2) ア⑤に基づく検査基準を満たしていること (別途検査に係る通知等が定められているときに限る。)

(2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、メキシコ向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 1-1 に以下の①から⑦までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、別表を参照し、規制対策グループ又は取扱施設の所在する都道府県を管轄する地方農政局等に提出すること (なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 1-1 (1. 輸出水産食品の詳細) の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。)

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行うときは、別添によること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し

④ 取扱施設が以下のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し。a 又は b に該当する取扱施設については、c の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

※ 同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式 1-1 への記載により添付を省略することができることとする。

a 法第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設

b 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

c 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

⑤ 必要に応じ別途定める通知等に基づき、都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から 1 年以内 (3 年以上の輸出実績があり、過去 3 年間の検査結果に問題が認められなかった場合には 3 年以内) の試験成績書の写し (別途検査に係る通知等が定められているときに限る。)

※ 同一の輸出者が同一の取扱施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略すること

ができることとする。

⑥ 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

※ 別紙様式1-1のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しないときは、空欄の状態でも提出可能とするが、証明書発行日までには、別紙様式1-2を提出すること。

イ 規制対策グループ又は地方農政局等は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式2により証明書原本を交付する。

ウ 規制対策グループ又は地方農政局等は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 規制対策グループ及び地方農政局等は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

オ 地方農政局等は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式5により新年度の4月末日までに規制対策グループに報告する。なお、発行実績がないときは0件として報告すること。

(3) 証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり、証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式3の取消願を、発行を申請した規制対策グループ又は地方農政局等に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式3の取消願とともに、発行を受けた規制対策グループ又は地方農政局等に返却すること。この場合において、規制対策グループ又は地方農政局等は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(4) 証明書発行の停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

4. その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、事前にメキシコ政府に確認をすること。

(2) 取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理について

取扱施設管理者及び輸出者は、メキシコの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、メキシコ向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、メキシコ向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、メキシコの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をメキシコ政府から受けるなど、メキシコ向け輸出水産食品に問題が発生したときは、輸出者及び取扱施設への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、規制対策グループは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

(4) メキシコ政府との協議

規制対策グループは、(3)に定めるもののほか、メキシコ政府からの違反連絡等があったときは、メキシコ側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(別表)

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
北海道	北海道農政事務所生産 経営産業部事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	011-330-8810
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-221-6402
茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	関東農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1(さ いたま新都心合同庁舎 2 号館)	048-740-5351
新潟県、富山県、 石川県、福井県	北陸農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4233
岐阜県、愛知県、 三重県	東海農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-715-3073
滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9101
鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	中国四国農政局経営・ 事業支援部輸出促進課	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎)	086-230-4246
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-211-9334
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)	098-866-1673

(別添)

電子メールによる証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を規制対策グループ又は地方農政局等に提出すること。

- (1) 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で記載すること。
- (2) 一つの食品輸出計画書に、規制対策グループ又は同一の地方農政局等で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を規制対策グループ又は地方農政局等宛てに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について規制対策グループ又は地方農政局等とあらかじめ調整すること。
- (3) 証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。